



当弁護団は、昨年9月の第一次提訴に引き続き、津島原発訴訟の第二次提訴を行いました。今号では、訴訟手続の進行のご報告と併せて、第二次提訴を迎えての原告代表者、事務局、弁護団員からのメッセージをお送りします。

平成28年1月14日

「ふるさとを返せ！！」津島原発訴訟 第二次提訴！！

第二次提訴を迎えて

弁護士 金英功



平成28年1月14日、郡山支部において進行協議期日、第二次提訴行動及び集会を行いました。

12時20分 郡山駅で原告団と弁護団が合流。求める会馬場代表や弁護団原代表らが本日の提訴行動及び集会の開催を訴える街頭演説を行い、各団員それぞれがプラカードと幟を掲げ、寒空の中ビラ配りを行いました。

13時30分 提訴行動開始。郡山市民文化センターから裁判所までデモ行進。津島の人々の「原発なくせ！ふるさと返せ！」の声が郡山に鳴り響きました。原告団と弁護団の各代表者が訴状を提出しました。第二次提訴を行った原告は38世帯126名。



14時00分 郡山市民文化センターで提訴集会。集会に先立ち、津島の文化行事として、「津島舞踊のふるさと会」と「浪江町相馬流山踊り保存会津島支部」により、伝統芸能が披露されました。集会開会后、弁護団から原告団一人一人に訴状が贈呈されました。訴状の表紙には、ふるさとの風情ある景色が彩られていました。

その後、今野秀則原告団長、求める会馬場績代表らから挨拶がありました。挨拶で今野団長は、原告団が224世帯、659名に上ったこと、荒廃が進みコミュニティーがバラバラになっている津島の現状について語られ、「それゆえに原告団をさらに大きくして戦う必要がある。」と述べられました。

15時00分 原告と弁護団の21名が進行協議期日へ。その他は集会場で訴状学習会。

16時30分 進行協議期日終了。弁護団白井事務局長から、本日の提訴で計70世帯242名が提訴したことになること、5月20日の第1回裁判では弁護士が訴状の要旨を陳述し、原告が意見陳述することが決まったとの報告がありました。さらに「当日は

傍聴席全席を原告で埋め尽くそう。」と述べ、傍聴闘争を呼びかけました。最後に、第二次原告となった矢吹次男さんの掛け声で、恒例の「がんばろう三唱」を全員で行い、閉会しました。

いよいよ裁判闘争が幕を開けました。ふるさとを取り戻す戦いはこれからが正念場です。原告団、弁護団が一致団結し、一日でも早い解決に向かって全力を尽くしましょう。



▲保存会津島支部による相馬流山踊り

原告のこぼ（第二次提訴行動・訴状学習会）

原告 矢吹次男さん

なぜ私は今、この裁判をしなければいけないのか。

最近、余り津島に帰っていない。避難して2年位まで頻繁に帰宅したが、帰還困難区域になってからは徐々に減ってきた。手続きの面倒くささもあるが、帰るたびに津島の風景が、自宅が、余りにも激変してしまったのが一番の理由である。自宅の中は野生動物に荒らされて見る影もなくなってしまい、ふるさとの変わりようには心が痛む。

避難して、津島のふるさとの良さが分かった。ふるさとを思うとき、ある人の言葉を思い出す。林業関係の講習会で、ある講師の「ふるさとって何だと思いますか」の問いに、皆言葉に詰まった。ふるさとって何だろう。講師曰く、ふるさとはその場所で生まれ育ち、或いは生活した人達がそこに帰ったとき、また、戻ったときに、「心がほっとし、心が洗われ、心がリセット」できる所と私達に説きました。また、心にしっかりふるさとを持っている人は大成し、挫折しないと。そのためには、その場所は変わらない風景、変わらない人々、変わらない絆でなければならないとも。

このことを津島に置き換えれば、まさに原発事故前の津島はふるさとそのものです。昔ながらの原風景があり、人情がある、絆がある。そんなふるさと津島を、この裁判で早く取り戻したい。

弁護団事務局挨拶

池田佳子さん

今まで、私は公害被害者の方々の傍らで仕事をしてきました。多くの被害者と触れる中で、人のやさしさや真剣さに心を揺さぶられる日々でした。

受けた被害を「子や孫に経験させたくない」一念で、「どうしたらいいか」と仲間が集まり知恵を寄せ合う。仲間達は信頼しあって真剣に討議を重ねていました。自分達が持っている「被害」を訴え、自分達だけの被害ではないこと、人々に共通に広がる「被害」であることを知ってもらうために運動を始めました。



▲写真中央が池田佳子さん

被害者は裁判闘争をはじめ考えられるあらゆる運動に取り組みました。勝利のために署名で全国を飛び回ったり、街頭に立ったり、雨の日も雪の日も懸命な闘いは長い年月にわたり続けました。それはそれは長い時間でした。

被害者の周りには弁護士、学者などの専門家集団、多くの市民が集まり支えてゆきました、運動はひと回り、ふた回りとひろがってゆき、国家権力にも巨大な企業にも勝利することが出来るのだということを知りました。私はこのような経験は得難いことと、被害者の方々に心から感謝しています。

新しい仕事に向かう不安と緊張があります。果たして自分に出来るのだろうかという不安です。津島の皆さんのあたたかさは風土に培われたものなのだと言状を読み納めました。被害者の方々と生きてゆける道でもあるのだと新しい仕事との出会いに感謝しています。どうか、皆さま、よろしくお願い致します。



「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」の意義

弁護団共同代表 弁護士 大塚正之

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団共同代表を務めさせていただくことになりました大塚です。私は30年間裁判所で過ごし、その後5年間、早稲田大学法科大学院で民事訴訟実務等を教えていました。その間、早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクトの一員として活動していましたが、津島の方々の話を聴いて、この訴訟に参加させていただくことにしました。



福島第一原発事故から5年が経過しようとしている時期になって、津島地区の大部分を占める森林について除染をしないという方針を環境省は提示し、津島のみなさんは、帰還の見通しが全くたたない状態に置かれています。津島の人たちにとって、森林も含めて生活圏として生活をしてきており、森林の除染を一切しないということでは、到底戻ることはできません。原発は安全で事故は起きませんので安心してくださいと言って同意を求め、事故が起きれば、除染できないので放置しますというのでは、あまりにも無責任です。原発を推進し、事故を起こした国と東電は、しっかりとその責任を取って破壊された地域社会を元に戻す責任があります。事故の起きる可能性がある以上、「安全に逃げる道を準備します、放射性物質で地域が汚染されれば綺麗にして戻れるようにします、だから稼働させてください」ということでなければなりません。汚したらきれいにするという原則を確立することがこの訴訟の大きな眼目だと考えています。多くの皆さんとそのため頑張っていきたいと思えます。宜しくお願いします。



訴状学習会を終えて

弁護士 河景浩

このたび訴状学習会を担当した、河景浩（ハ キョンホ）と申します。弁護士になって今年で2年目、まだまだ駆け出しの未熟者です。



駆け出しなりにがんばったつもりですが、わたしの説明のつたなさなどが災いして、退屈な学習会になってしまったのではないか、学習会の冒頭で「韓国人だけ日本語べラベラです」なんて大風呂敷をひろげるんじゃないかと、若干後悔しております。

ともあれ今回、わたしがお伝えしたかったことは次の2点です。

- ① 裁判で除染請求を勝ちとることは、むずかしいチャレンジである。
- ② 裁判で勝つには、津島のみなさまの力が必要不可欠だ。

この2点がみなさまに伝わっていれば、わたしに悔いはありません。今度お目にかかったとき、「アンタの言いたいことはわかった。いっしょにがんばろう」と社交辞令であってもいいから声をかけてくだされば幸いです。真面目なわたしは社交辞令を真に受けて、一生懸命にはたらくことでしょう。

学習会の最後でもいいましたが、訴状の1ページにあるように、弁護士なんてしょせんは「代理人」、要するに代役にすぎません。裁判の主役は、津島のみなさまです。「当事者目録」というところにみなさま1人1人の名前が記されているのは、このためです（残念ながら、お配りした訴状ではページ数の都合上省略されていますが）。

主役であるみなさまの熱意が、裁判所をうごかすのです。わたしも脇役として、影ながらサポートできるよう励みます。いっしょにがんばりましょう。

進行協議期日のご報告

平成28年1月14日(木)午後3時～午後4時15分、福島地方裁判所郡山支部において、進行協議期日が行われました。

出席者は、上拂大作裁判長、目黒大輔裁判官、南雲大輔裁判官、原告4名、原告代理人17名、国代理人11名、東電代理人2名でした。

進行協議では、以下のようなことが話し合われました。

1. 今後のスケジュールについて

口頭弁論期日のスケジュールを以下のように予定する。

- | | | | | |
|---|-----------|-------|--------|----------|
| ① | 第1回口頭弁論期日 | 平成28年 | 5月20日 | 午後2時30分～ |
| ② | 第2回口頭弁論期日 | | 7月29日 | 午後2時00分～ |
| ③ | 第3回口頭弁論期日 | | 9月23日 | 午後2時00分～ |
| ④ | 第4回口頭弁論期日 | | 11月25日 | 時間未定 |
| ⑤ | 第5回口頭弁論期日 | 平成29年 | 1月20日 | 時間未定 |
| ⑥ | 第6回口頭弁論期日 | | 3月17日 | 時間未定 |

第1回口頭弁論では、原告本人と代理人の意見陳述（計90分）を行うこととする。

2. 裁判当日の傍聴人数について

傍聴席は36席あるが、うち12名はマスコミ用に確保することから、残りは24席となる。このうち、4席を特別傍聴席とし、残りの一般傍聴席20席を抽選対象とする。抽選時間は第1回期日の場合には午後1時30分から午後2時あたりを予定している。

【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3 サニーシティ新宿御苑10階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子

※平成28年1月から正式に事務局が設置され、上記連絡先となりました。